

事業主、
労務担当者様

ぜひ

秘密
厳守

オンライン
対応もOK

相談・
専門家派遣
無料

専門家に相談 ください!

(社会保険労務士等)

☑ 取組みはお済みですか？

☐ 残業60時間超の賃金引き上げ

義務化 (2023年4月)

☐ 育児・介護休業法改正 (2022年4月)

☐ パワーハラスメント防止措置

義務化 (2022年4月)

☐ 同一労働同一賃金

☐ 時間外労働の上限規制

☐ 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

「みやざき働き方改革推進支援センター」とは、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

相談方法

① 企業訪問

② 電話・メール

③ センター来所

④ 出張相談会

みやざき働き方改革推進支援センター

TEL 0120-975-264

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒880-0805

宮崎市橘通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302

MAIL hk45@mb.langate.co.jp FAX 0985-27-1871

URL <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

働き方改革 宮崎

検索



2022年
4月～



育児・介護休業法における義務化
.....
パワーハラスメント防止措置の義務化
.....
女性活躍促進法における義務化（労働者101人以上の事業主）
.....



2019年 4月～

年次有給休暇の
確実な取得

大企業 2019年 4月～
中小企業 2020年 4月～

時間外労働の
上限規制

大企業 2020年 4月～
中小企業 2021年 4月～

同一労働同一賃金

個別訪問申込書

みやざき働き方改革推進支援センター

FAX : 0985-27-1871

事業場名				ご担当者 氏名	
所在地	〒 -				
連絡先	電話			E-MAIL	
	FAX				
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 ()				
相談内容 ✓をお付け 下さい	☐ オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。				
	☐ 残業時間の上限規制 ☐ 各種助成金の申請・活用 ☐ 36 協定 ☐ 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) ☐ 就業規則・賃金規定等の見直し ☐ テレワーク ☐ 育児・介護制度の整備 ☐ 年次有給休暇の取得義務付け ☐ その他 ☐ 人手不足 ☐ 最低賃金制度 ☐ 無期転換制度 ☐ 生産性向上への対応 ☐ 賃金制度全般 ☐ 職務分析・職務評価 ☐ 高度プロフェッショナル制度				

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL : privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 4 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である宮崎労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について ☐ 同意する（チェックしてください）